

令和元年度 愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金について

(一社)愛媛県観光物産協会では、協会が造成した「着地型旅行商品」を掲載する旅行商品について、次のとおり助成を行いますのでご利用ください。

1 助成対象となる旅行

次の条件を全て満たす旅行が対象となります。

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの。
- (2) 愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。
- (3) 愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国四国地区の総合パンフレットへの掲載も対象とする。

2 助成金の額

区分	限度額	助成対象経費
協会が造成した着地型旅行商品 ※但し、協会が指定する商品に限る。	1商品当たり50,000円 (経費の2/3を上限とする)	協会が指定する着地型旅行商品を掲載したパンフレット等作成経費 (制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料 (WEBは除く))。 なお、助成金の額は千円単位とする。

※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可

3 助成金の交付対象者

旅行業法 (昭和27年法律第239号) 第3条に基づく登録を受けている旅行者

4 助成金の申請時に必要なもの

- ①助成金交付申請書 (様式第1号)
- ②事業計画書 (別紙1)
- ③収支予算書 (別紙2)

5 注意事項

予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了します。

6 事務局 (お問合わせ先)

(一社)愛媛県観光物産協会 観光部 (担当: 鶴久森)

〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目6-1

TEL: 089-961-4500 FAX: 089-961-4222

E-mail: ugumori@iyonet.com